

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ軸シール水回収タンクのレベル計の点検において、レベル検出用スイッチに接点不良が認められたため、当該接点を交換	D	
2	2号機	中性子計測系起動領域モニタ（D）点検において、当該モニタ電線管に他計器用電線管が接触しノイズ発生による指示値不良が認められたため、当該電線管を修理	C	
3	2号機	定期事業者検査（原子炉補機冷却系ポンプ検査）の検査成績書に書類名称及び検査結果の誤記が認められたため、対応検討	D	
4	2号機	主タービンNo. 3主蒸気止め弁等（2台）の制御用電磁弁の点検において、内部より異音が認められたため、当該電磁弁を交換	D	
5	2号機	試料採取系の燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器入口及び出口サンプル流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-31）用アキュムレータのドレン弁にシートリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の点検において、当該熱交換器用ドレン弁（6台）及びベント弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
8	4号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（B）循環弁及び廃液中和タンク（A）入口弁の開閉表示回路を”切”にしたが、消灯すべきランプが消灯しなかったため、当該回路を調査	D	
9	6号機	プラントの起動前に原子炉再循環流量と炉心流量との相関データをプロセス計算機に登録しその相関データを当直長に通知すべきところ、通知を忘れていたため、通知を行い対応検討	C	
10	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A、B）冷却水入口弁及び冷却水出口弁銘板（4台）の弁番号に誤記が認められたため、当該銘板を修正	D	
11	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備雑固体供給機（B）の点検において、当該供給機ロータリードラム内案内羽根（27枚中の1枚）が溶接部から折損していたことが認められたため、当該部を修理	D	
12	その他	海生物処理設備の排水処理用脱水機（A）の電磁弁のヒューズが切れたため、当該電磁弁を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで